

# 法務速報（第 285 号/2025 年 2 月 27 日）

公益財団法人 日弁連法務研究財團

## (本号の目次) -----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)1 月 16 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## (掲載判例 INDEX) -----

\*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### (民事法)

【1】プロバイダ責任制限法(令和 3 年法律第 27 号による改正後のもの)5 条 2 項の規定の適用対象となる権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信、並びに同施行規則 5 条 2 号にいう侵害情報の送信と相当の関連性を有するものについて判示(令和 6 年 12 月 23 日最高裁)

参照条文等: 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 5 条 2 項、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則 5 条

キーワード: 改正法施行前にされたもの ログイン通信に係る情報の開示を求める必要性

【2】中国に居住する元妻が日本に住所を有する元夫に子の養育費の支払を求めた事案で、中国法が準拠法になるとした上で、中国法において法的効力が認められている最高人民法院による意見書に基づいて養育費を算定するのが相当であると判示(令和 4 年 9 月 8 日東京高裁)

参照条文等: 家事事件手続法 3 条の 10、扶養義務の準拠法に関する法律 2 条 1 項、中華人民共和国民法典 1084 条・1085 条

キーワード: 扶養義務の準拠法に関する法律 4 条 1 項 養育費 最高人民法院の意見書

【3】シンガーソングライター A の自宅周辺にいた新聞や雑誌を発行する会社(3 社、被控訴人ら)の記者やカメラマンらに車両を傷付けられ、また下車する際に負傷させられたことにつき、被控訴人らに対する共同不法行為に基づく損害賠償請求が認容された事例(令和 4 年 10 月 26 日東京高裁)

参照条文等: 民法 715 条 1 項本文・719 条 1 項前段

キーワード: 共同不法行為 損害賠償請求 客観的に関連して共同

【4】建築基準法 42 条 1 項 5 号の位置指定道路の敷地所有者(X)が隣接地で運送業を営む会社(Y)に対し所有権に基づき当該道路の自動車での通行禁止を求めた事案で、X の請求は権利の濫用等にあたるとして請求を棄却した(令和 4 年 12 月 13 日東京高裁)

参照条文等: 民法 1 条 3 項・198 条・199 条、建築基準法 42 条 1 項 5 号

キーワード: 位置指定道路 通行禁止 権利の濫用

【5】裁判離婚した夫婦の元夫が元妻に対し、離婚認容判決のうち、元夫が夫婦間の未成年の子の養育費として 1 ヶ月 16 万円を元妻に支払うよう命じた主文について取消を求め、元妻の養育の実態を鑑みて元夫の請求が認容された事例(令和 4 年 12 月 15 日東京高裁)

参照条文等: 民法 880 条、児童福祉法 33 条

キーワード: 裁判離婚 養育費 主文の取り消し

【6】遺産分割協議当時未成年者であった X が、X の特別代理人だった Y に当該協議において X の法定相

続分が確保されおらず Y に善管注意義務違反があると主張し当該遺産分割による X の取得額、X の法定相続分(25%)との差額等の支払を求めたが、請求が棄却された事例(令和 5 年 9 月 22 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条・860 条・826 条 1 項・644 条、家事審判法(平成 23 年法律第 53 号による廃止前のもの)9 条甲類 10・16 条

キーワード:特別代理人 善管注意義務違反 遺産分割

【7】原告が運営するメディアプラットホームを用いて氏名不詳者がした投稿が被告の名誉を毀損するとして被告が発信者情報の開示命令を申立て裁判所が開示を命じたのに対し原告がプロバイダ責任法 14 条 1 項に基づき原申立を却下するよう求め、請求が認容された事例(令和 6 年 3 月 21 日東京地裁)

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 5 条 1 項・8 条・14 条

キーワード:氏名不詳者の投稿 名誉棄損 発信者情報の開示命令

#### (知的財産)

【8】発明の名称を「原動機付車両」とする特許の特許権者である控訴人が被控訴人に対し損害賠償等を求めた事案で、進歩性欠如の無効理由について特許無効の抗弁が成立するとして請求を棄却した事案(令和 6 年 12 月 9 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

キーワード:進歩性欠如 損害賠償請求 特許無効の抗弁

【9】被告は第 25 類「被服」等を指定商品とし「UNITED GOLD」との標準文字を書いてなる商標の商標権者であり、原告は本件商標が商標法 4 条 1 項 11 号に該当するとして特許庁に無効審判を請求し不成立となつたため本件訴えを提起したが原告の請求が棄却された事案(令和 6 年 12 月 10 日知財高裁)

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード:無効審判請求の不成立 識別力 類似の商標

【10】原告は第 30 類「甘酒」等を指定商品とし「新生甘酒」を標準文字で書いてなる商標につき商標登録出願し拒絶査定を受けたため不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので原告が審決の取消しを求める本件訴訟を提起したところ請求が棄却された事案(令和 6 年 12 月 19 日知財高裁)

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

キーワード:商品の品質 一般的な用語 甘酒

【11】意匠に係る物品を「容器入り飲料」とする意匠登録出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、本願意匠は意匠法に定める意匠に該当しないとして請求を棄却した事案(令和 6 年 12 月 19 日知財高裁)

参照条文等:意匠法 2 条 1 項

キーワード:動的意匠 変化の態様の規則性 定常的な変化する形状

【12】宗教上の教義の著作権を有する X1 とその著作物を発行する X2 が、当該宗教法人を退職した Y に対し、Y が本件著作物を掲載した出版物を発行・配布したことにつき本件出版物の発行差止、謝罪広告の送付、損害賠償の支払等を求めたがいずれの請求も棄却された(令和 4 年 12 月 19 日東京地裁)

参照条文等:著作権法 32 条 1 項

キーワード:宗教上の教義 著作物 発行差止請求

【13】司法書士 X が氏名不詳者によるツイッター(現エックス)の投稿により X の著作権及び著作者人格権、名誉権が侵害されたとしてネット接続サービス会社 Y に発信者情報開示請求を申立て却下されたため、異議の訴えを提起したが、控訴が棄却された事例(令和 5 年 7 月 6 日東京地裁)

参照条文等:著作権法 2 条 1 項 1 号

**キーワード:司法書士 発信者情報開示請求 写真の著作物性 著作者人格権**

【14】「久宝殿」なる商標の商標権を所有し葬儀請負等を業とする X が、葬儀会館を賃借しメモリアルホール久宝殿の名称で葬儀業を営む Y に対し、Y 標章を付した宣伝広告物の廃棄を求めた事案。Y の先使用権及び X の請求の権利濫用該当性を認めず、X の請求を認容した(令和 5 年 11 月 30 日大阪地裁)

参照条文等:商標法 32 条 1 項、36 条 1 項・2 項

**キーワード:久宝殿 先使用権 権利濫用**

#### (民事手続)

【15】破産管財人 X が、Y 銀行が破産会社との間の合意に基づき破産会社の普通預金を別段預金に振替、破産会社に対する貸金債権を自働債権としてした相殺が無効であるとして預金の払戻しを求めたが、破産法 71 条 1 項 2 号の相殺禁止規定に該当しないとされた事例(令和 5 年 5 月 17 日東京高裁)

参照条文等:破産法 71 条 1 項

**キーワード:破産管財人 財産処分契約 別段預金**

【16】被告 A、B が特許を受ける権利を有する原告(株式会社)に無断で職務発明につき国内・国際特許を出願したとして、原告が特許権を有することの確認を求め、国内特許出願につき請求を認容し、国際特許出願については確認の利益を欠くとして却下した事例(令和 6 年 1 月 22 日東京地裁)

参照条文等:欧州特許付与に関する条約 61 条、欧州特許付与に関する条約施行規則 16 条

**キーワード:特許を受ける権利 確認の訴え 特許の国際出願**

#### (刑法)

【17】令和 4 年法律第 97 号による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 13 条 1 項 5 号の規定について、正当な経済活動により得た財産をも没収することができるとしている点で憲法 29 条に違反するとの主張が排斥された事例(令和 6 年 12 月 17 日最高裁)

参照条文等:組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、犯罪による収益の移転防止に関する法律(令和 4 年法律第 97 号による改正前)13 条 1 項 5 号・6 号、10 条 1 項前段、憲法 29 条

**キーワード:組織犯罪処罰法 没収の対象財産 憲法 29 条**

【18】被告人が未明に店舗に侵入して現金を窃取したという常習特殊窃盗の公訴事実につき第 1 審が被告人を無罪としたのに対し、本判決は防犯カメラの映像、被害店舗近くの駅から始発電車で帰宅している事実等から被告人の犯人性を認め常習特殊窃盗罪が成立するとした(令和 5 年 7 月 7 日大阪高裁)

参照条文等:盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律 2 条 3 号・4 号、刑法 235 条、刑事訴訟法 382 条・400 条

**キーワード:常習特殊窃盗 犯人性 無罪判決を破棄**

【19】日本国外で行われる移植術に係る臓器の提供等のあっせん行為に臓器移植法 12 条 1 項は適用されないとした被告法人(ネットで臓器移植希望者を募集)と被告人(被告法人の実質的責任者)の主張が否定され、懲役 8 月に処した原審の判決が控訴審で維持された事例(令和 6 年 12 月 6 日東京高裁)

参照条文等:臓器の移植に関する法律 12 条 1 項・22 条・24 条 1 項

**キーワード:国外で行われた臓器移植 臓器あっせん ベラルーシ**

【20】被告人(男性)が通行中の被害者(女性)の背後から抱き着くなどした強制わいせつ被告事件について犯人性が問題となった事案。DNA 型鑑定の結果は被告人以外の男性が犯人である可能性等の疑問を抱かせ、決定的証拠価値を有しないと指摘し無罪判決を言い渡した(令和 5 年 8 月 7 日横浜地裁)

参照条文等:刑法(令和 5 年法律第 66 号による改正前のもの)176 条前段

**キーワード:強制わいせつ 犯人性 DNA型鑑定 無罪判決**

(公法)

【21】広域行政事務組合において放射性物質に汚染された牧草等の廃棄物の試験焼却を実施するものとして補正予算の執行(公金支出)をしたことが違法であるとして住民側が公金支出差止等を求めて提訴したところ、請求を棄却した原判決を相当とし控訴を棄却した事例(令和6年12月25日仙台高裁)

参照条文等:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 61条の2第4項

キーワード:広域行政事務組合 廃棄物の試験焼却 公金支出差止請求

【22】Xはコンゴ民主共和国の国籍を有し同国政府と対立する団体の指導者層に属すること等から迫害を受ける恐れがあるとして難民認定申請をしたが難民不認定処分を受けたため、同処分の取消を求めた事案。本判決はXの供述の信用性を認め、難民と認めた(令和5年1月12日東京地裁)

参照条文等:出入国管理及び難民認定法(令和5年法律第56号による改正前のもの)2条三の二・61条の2第1項、難民の地位に関する条約1条、難民の地位に関する議定書1条

キーワード:コンゴ民主共和国 難民認定申請 供述の信用性

【23】Y町に事務職員として条件付採用されたXがY町長から条件付採用期間における勤務成績の不良を理由として地方公務員法22条に基づき正式採用せず免職する旨の処分を受けたことについて取消を求めたところ、Xの請求が棄却された事例(令和5年10月18日宮崎地裁)

参照条文等:地方公務員法22条・27条1項

キーワード:分限免職処分 不利益取扱い 請求棄却

(社会法)

【24】クルーズ船運航会社Aの完全子会社Yが新型コロナウイルスの感染拡大によりクルーズ船の運行が停止しYの売上げも途絶したためXを含む7名を整理解雇したところ、Xが解雇の無効を主張し地位確認等を求めたが、解雇が有効とされた事例(令和5年5月29日東京地裁)

参照条文等:労働契約法16条、雇用保険法62条1項1号、雇用保険法施行規則102条の2・102条の3

キーワード:クルーズ船 新型コロナ 整理解雇 地位確認請求

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

### 【1】最二判令和 6 年 12 月 23 日 裁判所 HP

令和 5 年(受)第 1583 号 発信者情報開示等請求事件(一部破棄自判・一部棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/648/093648\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/648/093648_hanrei.pdf)

裁判要旨

1 プロバイダ責任制限法(令和 3 年法律第 27 号による改正後のもの。以下「改正後法」という。)5 条 2 項の規定は権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和 3 年法律第 27 号の施行前にされたものである場合にも適用される。

2 プロバイダ責任制限法施行規則 5 条 2 号に掲げる符号の電気通信による送信(以下「ログイン通信」という。)については、時間的近接性以外に個々のログイン通信と侵害情報の送信との関連性の程度を示す事情が明らかでない場合には、少なくとも侵害情報の送信と最も時間的に近接するログイン通信が「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たり、それ以外のログイン通信は、あえて当該ログイン通信に係る情報の開示を求める必要性を基礎付ける事情があるときにこれに当たり得るものというべきである。

(理由)

施行規則 5 条柱書きが侵害関連通信を「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」としたのは、同条各号に掲げる符号の電気通信による送信それぞれについて、開示される情報が侵害情報の発信者を特定するために必要な限度のものとなるように、侵害関連通信に当たるもの限定すべきことを規定したものであると解される。

施行規則 5 条柱書きの上記文言や被害者の権利救済のために侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求権を規定した改正後法の趣旨に照らせば、他のログイン通信等に係る情報により侵害情報の発信者を特定できない場合にまで、一律に「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」といえないと解することは相当でない。

他方で、ログイン通信等は、それ自体に権利侵害性はない上、開示対象となる情報の内容は、当該発信者の行動等まで推知させる情報や、当該発信者が利用したインターネット接続サービスに関する契約を締結している第三者の情報等も含み得るから、その開示によりこれらの者の権利利益が制約されることは否定できない。そして、上記の制約の程度は、開示の対象となるログイン通信等の数が増加するに従ってより大きなものとなる一方で、被害者においては、ログイン通信等のうちの一つに係る情報により侵害情報の発信者を特定できるのであれば、更にその余のログイン通信等に係る情報の開示を求める必要性があるということはできない。

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 5 条 2 項、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則 5 条

### 【2】東京高決令和 4 年 9 月 8 日 判例タイムズ 1526 号 119 頁

令和 4 年(ラ)第 1269 号 養育費審判に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

中国に居住する元妻 X(原審申立人)が日本に住所を有する元夫 Y に対し、当事者間の子の養育費の支払いを求め、原審判が、準拠法である中国法において法的効力が認められている最高人民法院による私法

解釈に関する意見書に基づいて養育費を算定することは相当でないとして、日本における算定方法を参考にして養育費を算定したのに対し、本抗告審は、扶養義務の準拠法に関する法律 4 条 1 項により、中国法が準拠法になるとした上で、準拠法である中国法において法的効力が認められている最高人民法院による意見書に基づいて養育費を算定するのが相当であるとし、意見書で示された司法解釈に従って養育費を算定した結果、結論において原審判は相当であるとして抗告を棄却した。

**参照条文等:家事事件手続法 3 条の 10、扶養義務の準拠法に関する法律 2 条 1 項、中華人民共和国民法典 1084 条・1085 条**

### 【3】東京高判令和 4 年 10 月 26 日 判例タイムズ 1526 号 103 頁

#### 令和 2 年(ネ)第 4044 号 損害賠償請求控訴事件(変更、一部認容、確定)

シンガーソングライター A の自宅周辺に、新聞や雑誌を発行する会社(3 社、被控訴人ら)の記者やカメラマンのほか、野次馬、ユーチューバー等が多数いたところ、控訴人(A の子)が、控訴人会社(A の配偶者を代表者とする会社)が所有する乗用車に A を乗せ、自宅のガレージから車両を発進させようとしたが、私有地であるガレージ内等に多数の者が殺到したことにより、本件車両が損傷し、また、外出を断念し自宅に戻るために車両を降りた控訴人が記者等の所持していた撮影機材により負傷したとして、控訴人及び控訴人会社が、被控訴人らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。

本判決は、被控訴人らの記者やカメラマンを含む多数の者のうち被控訴人らの記者及びカメラマンによって構成される集団について、相互に意思を連絡し、又は歩調を合わせて行ったものとはいえないとしても、客観的に関連し共同するものであったというべきであり、多数の者の中には、野次馬等のように興味本位ないし個人的な情報収集活動として行われたものなども含まれていたと考えられるが、そのことが判断を左右するものではないとして、被控訴人らの共同の行為により、車両に損傷が生じ、控訴人が負傷したと認定して、被控訴人らは民法 715 条 1 項本文、719 条 1 項前段の共同不法行為責任を負うとした。

**参照条文等:民法 715 条 1 項本文・719 条 1 項前段**

### 【4】東京高判令和 4 年 12 月 13 日 判例時報 2609 号 15 頁

#### 令和 4 年(ネ)第 2781 号 自動車通行禁止請求控訴事件(一部取消、請求棄却(上告・上告受理申立、上告棄却・不受理))

建築基準法 42 条 1 項 5 号の位置指定道路(本件道路)の敷地所有者(X)が、隣接地で運送業を営む会社(Y)に対して、所有権に基づき当該位置指定道路の自動車での通行禁止を求めた事案。Y は、当初は本件道路を通行することなく公道に直接出入りしていたが、Y 土地と X 土地の境界付近に Y 従業員用の駐車場を設置し、Y 従業員がその出退勤時に通勤用自動車で本件道路を通行するようになり、X の通行中止申入れを受けて利用方法等について協議・提案していたが、X に拒否され提訴された。

原判決(東京地裁立川支部判令和 4 年 4 月 22 日、判例時報 2609 号 18 頁掲載)は、私道の通行につき日常生活上不可欠の利益を有する者は特段の事情のない限り敷地所有者に対して通行妨害の排除、禁止を求める人格的権利を有するとした最高裁第一小法廷平成 9 年 12 月 18 日判決(民集 51 卷 10 号 4241 頁、判例時報 1625 号 41 頁)を基準とした上で、Y は本件道路の通行について日常生活上不可欠の利益を有するとはいはず、X の自動車通行禁止請求が権利濫用に当たるとも言えないとして、原告の請求を認容した。

控訴審は、Y による本件道路の自動車での通行は位置指定道路の敷地所有者として受忍すべき限度に

とどまり、所有権に基づく妨害排除請求権の発生を基礎づけるような妨害行為であるとは言えない、仮に X の妨害排除請求権の発生を肯定する余地があるとしても、X が、本件道路の管理に具体的な支障が生じていないのに、本件道路の自動車での通行禁止により Y が駐車場の使用不能という看過し難い不利益を被ることを知りつつ、Y からの話し合いによる解決に向けての協議申し入れも一切拒否した上、本件道路の通行者のうち Y のみに対し自動車での通行の全面的禁止を求めるることは権利の濫用に該当して許されないし、原判決にいう最高裁平成 9 年判決は私道を通行する者からの私道の所有者に対する妨害排除請求に関するものであって、私道の所有者からの通行禁止請求である本件とは事案を異にする、などと判示して、原判決を取り消し、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 1 条 3 項・198 条・199 条、建築基準法 42 条 1 項 5 号

#### 【5】東京高決令和 4 年 12 月 15 日 判例タイムズ 1526 号 115 頁

##### 令和 4 年(ラ)第 2110 号 養育費(減額)審判に対する抗告事件(一部変更、確定)

平成 19 年に婚姻し、同 20 年に未成年をもうけたものの、同 23 年に裁判離婚した夫婦の元夫(相手方)が、元妻(抗告人)に対し、東京高等裁判所が平成 22 年に言い渡した離婚認容判決のうち、相手方に對して未成年者の養育費として、1 ヶ月 16 万円を抗告人に支払うよう命じた主文について取消しを求めた事案。

本判決は、抗告人が、令和 3 年 9 月 15 日に未成年者が児童相談所に一時保護されて以来、現在に至るまで、未成年者を現実に監護養育していないこと、横浜家庭裁判所は、令和 4 年 9 月 2 日、未成年者の親権者を抗告人から相手方に変更する旨の審判をしたことが認められることから、養育費にかかる前件判決の当該主文は、実情に適合せず相当性を欠くに至ったと認められるので、これを取消すのが相当であり、その始期は相手方が本件養育費減額審判を申立てた令和 4 年 5 月 17 日からとするのが相当であるとした。

参照条文等:民法 880 条、児童福祉法 33 条

#### 【6】東京地判令和 5 年 9 月 22 日 判例時報 2608 号 51 頁

##### 令和 4 年(ワ)第 7789 号 損害賠償請求事件 棄却(確定)

本件は、遺産分割協議の当時未成年者であった X が、X の特別代理人であった Y に対し、当該協議において X の法定相続分が確保されておらず、Y に特別代理人としての善管注意義務違反があると主張し、不法行為に基づき、当該遺産分割による X の取得額と X の法定相続分(25%)との差額及び弁護士費用等の支払を求めた事案である。相続人は、被相続人 Z の妻 A、Z の長男 B、Z の孫(代襲相続人)X の 3 名であり、A は、X の未成年後見人であるが、利益相反が生じるため、家庭裁判所の審判により、親族 Y が特別代理人に選任され、Y は、前記審判に添付された遺産分割協議書案と同内容の遺産分割協議を成立させた。

本判決は、特別代理人が特定分割案のとおり遺産分割協議をすることは、そのことが合理性を欠くと認めるべき特段の事情がない限り、善管注意義務に違反するものではないとし、本件の分割案は、弁護士及び税理士が関与して作成されたものであること、X の取得割合は約 19%であること等から合理性を欠くということはできず、善管注意義務に違反したということはできないとした。

参照条文等:民法 709 条・860 条・826 条 1 項・644 条、家事審判法(平成 23 年法律第 53 号による廃止前のもの)9 条甲類 10・16 条

## 【7】東京地判令和 6 年 3 月 21 日 判例タイムズ 1526 号 194 頁

令和 5 年(ワ)第 26526 号 発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議事件(原決定取消、申立却下、確定)

被告が原告に対し、氏名不詳者が原告の運営するメディアプラットホームを用いていた投稿が被告の名誉を毀損するとして、発信者情報の開示命令を申立て、裁判所が原告に発信者情報の開示を命じたのに対し、原告が、プロバイダ責任法 14 条 1 項に基づき、原決定を取り消した上、原申立事件に係る申立てを却下するよう求めた事案。

本件では、本件投稿者であることを自認する者が本件訴訟に補助参加の申出をしており、被告のみならず、本件投稿者が誰であるかを把握している原告がこれに異議を述べていないことからすれば、本件補助参加人が本件発信者であることが明らかで、被告は本件発信者の氏名を知っていることになり、補助参加代理人が、被告から本件にかかる訴訟が提起された場合には、訴訟代理人として受任し、訴状が同代理人事務所に送達されることに異論がない旨を陳述したことから、本件発信者と認められる補助参加人への訴訟提起に支障がないことは明らかであるとして、本件において、被告は、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由をもはや有していないと判示し、原告の請求を認容した。

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 5 条 1 項・8 条・14 条

## (知的財産)

### 【8】知財高判令和 6 年 12 月 9 日 裁判所 HP

令和 5 年(ネ)第 10042 号 損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/663/093663\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/663/093663_hanrei.pdf)

発明の名称を「原動機付車両」とする特許の特許権者である控訴人が、被控訴人に対し損害賠償等を求めたが、原審は請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した事案であり、進歩性欠如の無効理由につき特許無効の抗弁が成立するとして、棄却した事案。

乙 9 発明と乙 10 発明は、ともに制動保持装置(乙 10 発明においては坂道発進補助装置)を備え、ブレーキがかかった状態を保持する機能を用いる車両である点で共通する技術分野に属するといえる。また、乙 10 発明と同様に、乙 9 発明においても、制動保持装置の故障発生が想定され、それに対処する課題が存在することは当業者には明らかである。そうすると、乙 9 発明に触れた当業者は、上記の制動保持装置の故障発生という課題を認識し、その課題を解決する点において、乙 10 発明を乙 9 発明に適用する動機があるということができる。

これに対し、控訴人は、乙 9 発明は、制動保持装置 26 が故障しているか否かを検出する技術思想を有しておらず、故障を検知する乙 10 発明を適用する動機付けに欠ける旨主張する。

しかし、乙 9 発明は、エンジンおよび車両各部の状態を検出するセンサ群を備えるものであり、車速零信号が出力されているときに制動保持信号を出力し、エンジン始動後に制動解除信号を出力する制動保持解除信号発生手段と、制動保持信号に応動して制動装置を作動状態に保持し、制動解除信号に応動して作動状態にある制動装置の作動を解除する制動保持手段とを具備している。そして、乙 9 発明において制動保持装置の異常が検知された場合には、上記の乙 9 発明において求められている状態、すなわち、制動保持装置の作動によりブレーキ液圧が作用し、もってブレーキがかかった状態を保持できなくなることは明ら

かである。そうすると、乙 9 発明に触れた当業者は、上記の制動保持装置の故障発生という課題を認識し、その課題を解決するため、乙 10 発明における制動保持装置の異常を検出する信号を付加する動機付けがあるといえる。

以上によれば、乙 9 発明に乙 10 発明の制動保持装置の故障を検知して運転手へ警報を発する技術を適用することは当業者が容易に想到し得るといえる。そして、乙 9 発明が、エンジン自動停止により発生する問題を、センサ群からの検出信号に基づいて制動保持装置を作動させることにより解消する技術思想を有することに照らせば、制動保持装置の故障を検知し、制動保持装置を作動させることができない故障が生じた場合には、その検知結果をエンジン自動停止条件の一つとして用い、相違点 1 に係る「前記故障検出装置によって前記ブレーキ液圧保持装置の故障を検出した時に前記原動機停止装置の作動を禁止する」構成とすることは、当業者が容易になし得た事項といえる。よって、乙 9 発明に乙 10 発明を適用した際に、本件発明の相違点 1 に係る構成を得ることは、当業者が容易に想到し得たものといえる。

#### 参考条文等:特許法 29 条 2 項

#### 【9】知財高判令和 6 年 12 月 10 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10066 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/652/093652\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/652/093652_hanrei.pdf)

被告は、「UNITED GOLD」を標準文字で書してなり、第 25 類「被服」等を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者である。原告は、本件商標が商標法 4 条 1 項 11 号に該当するとして無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した事案。無効審判における引用商標は、「UNITED」の欧文字及び「ユナイテッド」の片仮名を上下二段に同じ大きさで横書きしてなるものであった。

Amazon 等のサイトにおいて、「United スラックス メンズ」の条件で検索をすると、原告に係る「UNITED」、被告に係る「UNITED GOLD」のほか、「UNITED ARROWS」、「UNITED DOORS」、「UNITED ARROWS green label」等、「UNITED」を含む商標に係る商品が数多く検索結果に現れるとの取引の実情が認められる。そうすると、被服やそれに伴う身の回り品等を取り扱うファッショナ業界においては、「UNITED」という部分の識別力は弱いものと認められる。したがって、本件商標のうち、「UNITED」の部分に格別の識別力があるものとは認められないから、本件商標は、「UNITED GOLD」との一体不可分の構成の商標としてみるのが相当であり、「UNITED」と「GOLD」に分離して観察されるものではないと認められるから、本件商標からは「ユナイテッド」の称呼は生じないと解するのが相当である。

そうすると、本件商標と引用商標は、外観、称呼においていずれも異なる上に、観念においても比較できないから、時と所を異にして離隔的に観察した場合、本件商標と引用商標とは互いに紛れるおそれのある類似の商標であるとは認められない。

なお、原告は、本件商標中の「UNITED」の部分に識別力がある一方、「GOLD」の部分には識別力がないから、「UNITED」が要部として抽出され、これによれば、本件商標と引用商標は類似する旨を主張する。しかし、原告の主張に係る「GOLD」の語が品質を表すとの実例においては、「GOLD」の語が、「アリナミン」、「セブンプレミアム」等の相応の識別力を有する語と組み合わせて用いられているものであるから、これらは、「GOLD」の語と組み合わされた「UNITED」の語が強い識別力を有しない本件とは事情が異なる。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

以上のように判示して、本判決は、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違

法はないとして原告の請求を棄却した。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

#### 【10】知財高判令和 6 年 12 月 19 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10038 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/678/093678\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/678/093678_hanrei.pdf)

原告は、「新生甘酒」を標準文字で書してなる商標(本願商標)について、第 30 類「甘酒」等を指定商品として商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決がされた当時、飲料の名称の前に「新生」の文字を付して、当該飲料が「生まれ変わった」ものであること、すなわちその原材料、製法等を従前と変えて内容を新しくしたものであることを示す表現として用いる取引の実情があったと認められる。そうすると、本願の指定商品の需要者等は、「新生甘酒」の語が「新生」の文字と「甘酒」の文字を組み合わせたものであると理解した場合、これが本願商標の指定商品に使用されたときには、原材料等を従前と変えて内容を新しくした甘酒を一般的に指す名称であると認識すると認められる。

また、「新生甘酒」の語が「新」の文字と「生甘酒」の文字を組み合わせたものであると理解した場合、これが本願商標の指定商品に使用された場合には、需要者等は、その年に製造された生甘酒が従前のものと異なる新しい甘酒を一般的に指す名称であると認識すると認められる。そして、「新」は、辞書に掲載された一般的な用語であり、「生甘酒」も、「加熱処理をせずに製造した甘酒」を示す語として用いる取引の実情があったから、これらを組み合わせた「新生甘酒」という語は、その年に製造された生甘酒が従前のものと異なる新しい甘酒を表す場合に、普通に使われ得るものと認められる。

したがって、本願商標を「新生」の文字と「甘酒」の文字を組み合わせた商標であると解した場合、及び「新」の文字と「生甘酒」の文字を組み合わせた商標であると解した場合のいずれについても、本願商標は、その指定商品について商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標(商標法 3 条 1 項 3 号)に当たると認められる。

したがって、原告の主張する取消事由は理由がなく、本件審決について、これを取り消すべき違法はないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

#### 【11】知財高判令和 6 年 12 月 19 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10034 号 審決取消請求事件 意匠権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/680/093680\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/680/093680_hanrei.pdf)

意匠に係る物品を「容器入り飲料」とする意匠登録出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、本願意匠は意匠法に定める意匠に該当しないとして、請求を棄却した事案。

動的意匠は、出願に係る意匠が、意匠法 2 条 1 項の「意匠」である状態を保ちながらその要素である形狀等を変化させる場合に、その変化の過程であるその前後の状況を含めて全体として一つの動的な形狀等として把握し、これを一つの意匠として保護しようとするものであり、変化の前後にわたる物品の形状である中間状態も含め、全体として一つの物品の形狀等として把握できる定形性等が必要である。

具体的には、物品の形狀は、その変化の前後にわたるいずれの状態においても、意匠法上の物品としての

要件、すなわち物品の属性として一定の期間、一定の形状があり、その形状認識の資料である境界を捉えることのできる定形性があり、その変化の態様に一定の規則性があるか変化する形状が定的なものであることが必要である。

これを本願についてみると、発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図 1ないし 3において、缶周縁に帯状となった気泡の幅は一定ではなく、その輪郭形状もいびつな円形であり、その過程において、気泡による帯の幅が増した箇所がある一方で、消滅ないし減少した箇所がある。また、中央部の白い部分が消えて、白い気泡の小さな集合が不規則に散在する状態になった後、円環形状の径が漸次的に狭まっていくものの、輪郭形状の径が狭まる進行の度合いも場所により一定ではなく、形状も円ではなくいびつな形状を示した後に、2段の円錐台形状に至る。このような気泡の発生及び消滅の状況は、上記意匠ないし動的意匠の要件である一定の期間、一定の形状を有し、境界を捉えることのできる定形性があるものとみられないほか、変化の態様に一定の規則性があるか、あるいは変化の形状が定的なであるとも認め難いものである。

なお、本願意匠を実施した商品とされる「生ジョッキ缶」についての公開情報によても、気泡の総体の形状及びその変化は、開栓ごとに異なり、缶の周縁部に大きな泡が複数視認できる状態、まだらに湧いた気泡が増加する状態、泡の総体が球の一部を切り取ったようなドーム形状に盛り上がった状態、缶内部の液面の周縁部にからうじて泡の集合がみられる状態などが認められるにとどまり、開栓の都度、本願の願書の添付写真と同じ形状等が再現されるものとは認められず、この点に照らしても、本願意匠に示された気泡の発生及び消滅の状況が定形性を欠き、変化の態様に一定の規則性ではなく、変化の形状が定的なであるとも認め難いとの上記の認定は、相当ということができる。

以上のように判示し、本判決は、本願意匠は、意匠登録を受けることのできる意匠には該当しないとした。

#### 参照条文等:意匠法 2 条 1 項

#### 【12】東京地判令和 4 年 12 月 19 日 判例時報 2609 号 80 頁

令和 4 年(ワ)第 5740 号 著作権等に基づく差止等請求事件(棄却(控訴・控訴棄却))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/748/091748\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/748/091748_hanrei.pdf)

宗教上の教義である「声字即実相の神示」(本件著作物)の著作権を有する X1 と、本件著作物の複製及び頒布の権利を有するとの出版権設定契約を締結して本件著作物を掲載した「神示集」を発行している X2 が、宗教法人に長年勤務して講師や責任役員を務めた上で退職した Y に対し、Y が本件著作物を掲載した出版物(本件出版物)を発行・配布したことにつき、X1 の複製権及び X2 の出版権を侵害すると主張して、本件出版物の発行等差止め及び謝罪広告の送付を求めるとともに、損害賠償等を請求した事案。

Y は、(1)「神示」という宗教上の教義の位置付けが問題となっており、同一宗教団体内の教義に関わる紛争で、宗教団体という部分社会内部の争いとして司法審査になじまない、(2)「神示」を宗教活動のために利用しても著作権侵害に当たらないと主張した。また、X は、(3)著作権法 32 条 1 項の引用につき、本件著作物の引用が主従関係を満たしていないことからすれば公正な慣行に合致していない、引用の目的上正当な範囲内にも該当しない旨主張した。

裁判所は、(1)著作権に基づく請求の当否を決定するために判断することが必要な前提問題が宗教上の教義、信仰の内容に深く関わるものとはいえず、その内容に立ち入ることなくその問題の結論を導き得るものと認められ、裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」に当たると解するのが相当、(2)本件著作物が宗教活動の根幹である「神示」に関する著作物であったとしても、そのことを理由として直ちに著作権法の適用を

除外する規定はなく、Yの主張は独自見解である、(3)主従関係は旧著作権法の判例法理であり、現行の著作権法32条の要件該当性の判断において正当な範囲内か否かを判断するための一事情としては考慮され得るもの、当該一事をもって判断することは適切ではない、引用の態様は公正な慣行に合致するものと認めるのが相当、根本聖典の発刊90周年を称えることを目的として本件著作物を引用しているところ、引用の量はわずかで、その内容も目的に沿うなどの事情の下では、引用は目的上正当な範囲内で行われたものと認めるのが相当、と各判示し、Xらの請求をいずれも棄却した。

**参照条文等:著作権法32条1項**

**【13】東京地判令和5年7月6日 判例時報2608号81頁**

令和5年(ワ)第70144号 発信者情報開示命令申立て却下決定に対する異議事件 棄却(控訴<控訴棄却>)

本件は、司法書士Xが、氏名不詳者(発信者)がツイッター(現エックス)に記事の投稿をしたことにより、Xの著作権及び著作者人格権が侵害されるとともに、名誉権が侵害されたとして、インターネット接続サービス事業を運営する株式会社Yに対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロ法)5条2項に基づき、発信者情報開示請求の申立てをしたところ、却下されたため同法14条1項に基づき異議の訴えを提起した事案である。

Xは、Xが申し立てた発信者情報開示仮処分命令申立て事件に係る申立て書類一式をiPhoneで撮影し、本件写真と共に「申立てをまた行いました」等の文章を投稿したところ、発信者は、本件写真と共に「申し立てをしたというなら、受付印を受けた控えの画像が出てくるのかと思ったのだが」等の文章が記載された本件投稿を行った。

本判決は、本件写真は、Xの思想又は感情を創意的に表現したものとはいえないから著作物に該当するものと認めることはできず、仮に著作物性が認められたとしても、本件投稿において本件写真を示すことは、批評の対象となった投稿内容を理解するに資するものといえるから、正当な範囲内で行われたものといえ、また、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件写真の著作者がXであると理解されると解するのが相当であり、仮に著作物性が認められるとしても、Xの氏名表示権を侵害するものとはいせず、著作者人格権が侵害されたことが明らかであるとはいえないとして、原決定を相当であるとして、控訴を棄却した。

**参照条文等:著作権法2条1項1号**

**【14】大阪地判令和5年11月30日 判例時報2608号86頁**

令和4年(ワ)第4903号 商標権侵害差止等請求事件 認容(控訴、取下げ)

本件は、葬儀の請負等を業とする株式会社X(「久宝殿」という商標で、令和2年9月17日に出願、同3年8月23日に登録し商標権を所有、令和4年4月に、サクラホール久宝殿との名称の葬儀会館を開業)が葬祭業等を営むYに対し、Y標章が付された壁面看板の展示やパンフレットの使用等のYの行為は、Xの商標権を侵害するものであるとして、商標法36条1項に基づき、展示等の差止めを求めるとともに、同条2項に基づき、Y標章を付した宣伝広告物の廃棄を求めた事案であり、Yに先使用権が認められるか、Xの請求は権利の濫用に当たるかが主な争点となった。なお、訴外Aは、平成3年頃から葬儀業を営んでおり、平成12年に訴外Bが所有する葬儀会館を賃借し、メモリアルホール久宝殿の名称で葬儀業を営んでいたが、Aは経営悪化により撤退し、令和2年に、YがBとの間で本件会館の賃貸借契約を締結

し、メモリアルホール久宝殿の名称で葬儀業を営むようになったという経緯がある。

本判決は、平成 12 年から本件会館がメモリアルホール久宝殿として使用されてきたこと、久宝殿との Y 標章が一定程度の識別力を有すること等を考慮しても、本件商標の登録出願の際、現に需要者の間に広く認識されていたとはいえないとして先使用権を認めず、また、X は既に本店所在地において葬儀会館を営んでいたが、A の代表者からの回答も踏まえて、令和 2 年に、商標の登録出願をするなど、権利の濫用に当たるとは認められないとして X の請求を認容した。

参考条文等:商標法 32 条 1 項、36 条 1 項・2 項

(民事手続)

【15】東京高判令和 5 年 5 月 17 日 金法 2249 号・2250 号合併号 97 頁

令和 4 年(ネ)第 5851 号 預金払戻請求控訴事件(控訴棄却)

破産手続開始決定前、Y 銀行を含む複数の銀行から住宅ローンの実行を受けた破産会社の顧客から、Y 銀行の破産会社名義の普通預金口座へ入金があった後、Y 銀行が、破産会社との合意により同口座から別段預金等へと振替を行い、破産会社がメインバンクから代位弁済手続をとられたことを知った後、破産会社に対する貸金債権と上記預金とを相殺したことにつき、破産管財人である X が破産法 71 条 1 項 2 号により相殺が無効である旨主張して預金の払戻しを求めた事案。

本判決は、上記合意は取引条件等の変更に関する財産処分契約に当たると解する余地はあるものの、上記口座には平時における取引と同様に Y 銀行を含む複数の銀行から住宅ローンの実行を受けた顧客からの請負代金の支払としての振込入金があって、当該振込入金が上記普通預金債務の負担原因となっており、上記合意が財産処分契約に当たると解したとしても、別段預金は顧客からの振込入金によって Y 銀行が負担した普通預金債務の取引条件等が変更されたものにすぎないから、Y 銀行が上記合意をすることによって破産会社に対して債務を負担したとみることはできず、破産法 71 条 1 項 2 号の相殺禁止規定には該当せず、上記相殺は有効であると判示した。

参考条文等:破産法 71 条 1 項

【16】 中村 東京地判令和 6 年 1 月 22 日 判例時報 2609 号 61 頁

令和 4 年(ワ)第 70139 号(第 1 事件)、令和 5 年(ワ)第 70009 号(第 2 事件) 特許を受ける権利の確認請求事件(一部認容、一部却下(控訴))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/853/092853\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/853/092853_hanrei.pdf)

医療機器メーカーである原告(株式会社)が、在職していた被告 A 及び被告 B による職務発明であって原告がこれらの特許を受ける権利を有しているにもかかわらず被告らが原告に無断で出願したと主張し、対象発明(1 つが国内特許出願、3 つが国際特許出願、後者については指定国においても国内移行手続が行われずにいすれも取下擬制がされていた)についていすれも原告が特許を受ける権利を有することの確認を求めた事案。国際特許出願について、原告は、日本の判決において日本法の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利が原告に帰属することが確認された場合には欧州特許出願において指定されている締約国であるドイツにおいて当該判決が承認され、当該ドイツの承認判決に基づき原告は新たな欧州特許出願をするとことができると主張した。

裁判所は、国内特許出願については原告の請求を認容したが、国際特許出願については、次の各点から、確認の利益を欠くとして却下した。

1 各国の特許権は、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められるもので、このような属地主義の原則によれば、我が国の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利が日本において認められたとしても、ドイツ法の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利とは、それぞれ異なるものといえるから、仮に我が国の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利が日本において認められたとしても、ドイツ法の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利が必ずしもドイツにおいて承認されるものとはいえない。

2 国際特許出願にかかる発明については、指定国においても国内移行手続が行われずにいざれも取下擬制がされていることからすると、確認の対象となるべき権利関係が存在するものとはいえない。

3 原告はドイツ法の職務発明の規定に基づき、特許を受ける権利の確認を求めてドイツの裁判所に対し訴え提起することができるのであるから、端的にドイツの裁判所に対し直接ドイツ法に基づく特許を受ける権利の帰属の確認を求めるのが本件紛争解決としてより有効かつ適切である。

参照条文等:欧州特許付与に関する条約 61 条、欧州特許付与に関する条約施行規則 16 条

#### (刑法)

##### 【17】最三判令和 6 年 12 月 17 日 裁判所 HP

令和 6 年(あ)第 536 号 商標法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/624/093624\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/624/093624_hanrei.pdf)

#### (判旨)

所論は、令和 4 年法律第 97 号による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「法」という。)13 条 1 項 5 号の規定について、正当な経済活動により得た財産をも没収することができるとしている点で憲法 29 条に違反すると主張する。

しかし、取得等につき事実を仮装する行為や隠匿行為の客体となった財産全体について法 10 条の罪が成立するとした上で、同条の犯罪行為に関わる財産を広く任意的没収の対象とすることは、同条の犯罪行為を予防・禁圧するとともに、将来の犯罪活動に再投資されたり、合法的な経済活動に悪影響を及ぼしたりするなどのおそれのある財産の的確な剥奪を可能とするという、前記法の目的を達成するために必要かつ合理的な措置といえる。

したがって、法 10 条の犯罪行為に関し、これにより生じた財産等を没収することができるとする法 13 条 1 項 6 号の規定は、憲法 29 条に違反しない(最高裁昭和 26 年(あ)第 1897 号同 32 年 11 月 27 日大法廷判決・刑集 11 卷 12 号 3132 頁、最高裁昭和 37 年(あ)第 1243 号同 39 年 7 月 1 日大法廷判決・刑集 18 卷 6 号 290 頁、最高裁昭和 35 年(あ)第 1358 号同 36 年 3 月 30 日第一小法廷判決・刑集 15 卷 3 号 667 頁参照)。

よって、上告を棄却する。

参照条文等:組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、犯罪による収益の移転防止に関する法律(令和 4 年法律第 97 号による改正前)13 条 1 項 5 号・6 号、10 条 1 項前段、憲法 29 条

##### 【18】大阪高判令和 5 年 7 月 7 日 判例タイムズ 1526 号 126 頁

令和 4 年(う)第 1018 号 建造物侵入、窃盗(変更後の訴因 常習特殊窃盗)被告事件(破棄自判、上告

## (後上告棄却))

被告人が、常習として金品窃取の目的で、未明の時間帯に施錠を外して店舗内に侵入して現金を窃取したという常習特殊窃盗の公訴事実について、第1審が被告人の犯人性を否定して無罪としたのに対し、本判決は、犯人が撮影された防犯カメラの映像について、被告人と犯人らの外見に矛盾する点が見当たらず、着衣等の特徴や着用状況がよく整合しており、全体としてよく整合していること、及び、各地点の防犯カメラから認定される各人物が確認された時期・場所の離隔は、それほど大きいか、合理的に説明できるものであることは、被告人の犯人性を相当程度推認させるとし、被告人が犯行の2時間半余り後に被害店舗からそれほど離れていない駅から始発電車で帰宅しているという事実をも併せると、被告人が犯人でないのにそのような偶然が重なるとは考えがたいなどとして、被告人の犯人性を認め、主に控訴審で取り調べた証拠に基づき常習性についても認定し、被告人には常習特殊窃盗罪が成立すると判断した。

参考条文等:盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律 2条3号・4号、刑法 235条、刑事訴訟法 382条・400条

## 【19】東京高判令和6年12月6日 裁判所HP

令和6年(う)第25号 臓器の移植に関する法律違反被告事件(被告法人及び被告人)(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/696/093696\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/696/093696_hanrei.pdf)

被告法人は、癌・難病患者への支援事業を目的とする法人、被告人はその実質的責任者であったが、被告人は、移植治療のサポート等をする内容を表示した被告法人のホームページのデータをサーバーコンピューターに記録・保存させ、インターネットを利用する不特定多数の者に閲覧可能な状態にして、臓器移植希望者を募集し、日本国内において、同ホームページを閲覧して被告法人に問い合わせてきた患者の腎臓移植をあっせんした行為で起訴され、原審は懲役8月に処した(臓器移植法22条、24条1項、12条1項)。

本判決は、(1)同法12条1項は日本国外で行われる移植術に係る臓器の提供等のあっせん行為に適用されないとする弁護人の主張につき、同法は、国内で移植術が行われる場合に限定するものではないから、本件移植行為がペラルーシで行われたとしても、同法の適用があるとした。また、(2)同法12条1項は死体から摘出された臓器であることを前提とするから、被告人の行為は「あっせん」に該当しないとの弁護人の主張については、同条項は生体から摘出されたものにかかわらず、死体から摘出される臓器移植を前提としてあっせん行為をした場合に適用されるから、本件行為にも適用されたとした。なお、(3)弁護人は量刑不当である旨を主張したが、本件行為は移植機会の序列等を乱し、同法の理念である移植機会の公平性が大きく損なわれたと評価され、被告人に累犯前科を含む複数の前科があることも勘案すると、原判決の量刑が不当とはいえないとした。

以上のように判示のうえ、本判決は控訴を棄却した。

参考条文等:臓器の移植に関する法律 12条1項・22条・24条1項

## 【20】横浜地判令和5年8月7日 判例時報 2607号91頁

令和2年(わ)第1715号 強制わいせつ被告事件(無罪(確定))

被告人(男性)が通行中の被害者(女性)の背後から抱き着くなどして路上に押し倒した上、そのワンピースの裾から手を差し入れてストッキング及びパンティを引き下ろし、その陰部に手指を挿入したとされる強制わいせつ被告事件について、犯人性が問題となった事案。

本判決は、ストッキングから採取した付着物について実施された DNA 型鑑定について、付着した 2 人分の DNA は被害者と被告人であることが被告人を含まない誰かである場合よりも約 3.4 兆倍確からしい旨の尤度比(ゆうどひ)の計算に基づく専門家証人の見解について、付着した DNA が 2 人分であるという前提条件や被害者以外の者に由来する DNA にアリルドロップ(不検出)がないという前提に疑問を差し挟む余地があること、DNA 型鑑定の結果は被告人以外の男性が犯人である可能性等の疑問を抱かせるものであると指摘し、被告人が犯人であることを相当程度推認させるとはいえるものの、決定的ともいえる証拠価値を有するものではなく合理的な疑いが残るとして、無罪判決を言い渡した。

参照条文等:刑法(令和 5 年法律第 66 号による改正前のもの)176 条前段

(公法)

【21】仙台高判令和 6 年 12 月 25 日 裁判所 HP

令和 5 年(行コ)第 19 号 公金支出差止等請求控訴事件(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/708/093708\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/708/093708_hanrei.pdf)

地方自治法 284 条 2 項所定の一部事務組合である広域行政事務組合において、放射性物質に汚染された牧草等の廃棄物の試験焼却(本件試験焼却)を実施するものとして執行された補正予算の執行(本件公金支出)をしたことが違法であると主張して、住民側が公金支出差止等を求めて提訴した事案。

本判決は、本件試験焼却実施に係る公金支出をした判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用はないので、本件公金支出に財務会計法規の違反はないなどとして、請求を棄却した原判決を相当とし、控訴を棄却した。

参照条文等:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 61 条の 2 第 4 項

【22】東京地判令和 5 年 1 月 12 日 判例時報 2607 号 59 頁

令和 3 年(行ウ)第 185 号(第 1 事件)、第 533 号(第 2 事件) 難民不認定処分取消等請求、訴えの追加的併合申立事件(一部却下、一部認容、一部棄却)

X はコンゴ民主共和国の国籍を有し、同国政府と対立する団体の指導者層に属することなどから迫害を受けるおそれがあるとして、法務大臣に難民認定申請をしたが難民不認定処分を受けたため、同処分の取消を求めた事案。

本判決は、X の供述の信用性について、(1)供述が所属団体の指導原理・教義と一致していることから客観的裏付けがあり、他方、構成員であることを直接裏付ける客観的証拠が無いことはやむを得ないとし、(2)X が本国の刑務所から逃走し、渡航し、日本において難民認定申請に至るまでの行動は合理的なものと評価し、(3)X の供述には主要な部分には変遷がないとし、(4)供述自体に具体性があり、体験した者でなければ説明できない迫真性を有する部分がある等として、その信用性を認め、難民と認めた。

参照条文等:出入国管理及び難民認定法(令和 5 年法律第 56 号による改正前のもの)2 条三の二・61 条の 2 第 1 項、難民の地位に関する条約 1 条、難民の地位に関する議定書 1 条

【23】宮崎地判令和 5 年 10 月 18 日 判例時報 2607 号 79 頁

令和 4 年(行ウ)第 3 号 分限免職処分取消請求事件(棄却(確定))

Y 町に事務職員として条件付採用された X が、Y 町長から条件付採用期間における勤務成績の不良を理由として、地方公務員法 22 条に基づき正式採用せず免職する旨の処分(本件処分)を受けたことについて

て取消を求めた事案。

X は本件処分の違法を基礎付ける事由として、裁量権の逸脱・濫用、同法 27 条 1 項所定の公正原則違反、育児休業等を理由とする不利益取扱いを主張したところ、本判決は、裁量権について、処分理由の一部によっては成績不良を基礎づけることはできないとしながらも、他の処分理由によって責任感、積極性、協調性を欠いていると評価できる等として、Y の本件処分の選択が客観的に合理性を持つものとして許容される限度を超えた不当な判断であるということはできないから裁量権の行使に逸脱・濫用の違法があつたとは認められないなどとして、請求を棄却した。

参照条文等:地方公務員法 22 条・27 条 1 項

(社会法)

【24】東京地判令和 5 年 5 月 29 日 判例タイムズ 1526 号 174 頁

令和 2 年(ワ)第 19834 号 地位確認等請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却、控訴)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/661/092661\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/661/092661_hanrei.pdf)

世界最大規模のクルーズ船の運航会社 A の完全子会社で、A のクルーズ旅行商品を販売する事業を営んでいた Y が、令和 2 年 2 月初めから新型コロナウイルスの感染拡大によって A 社のクルーズ船の運行が停止し、Y の売上げが途絶したため、従業員に退職勧奨を行い、退職に応じなかった X を含む 7 名を整理解雇したところ、X が Y に対し、解雇の無効を主張し、雇用契約上の権利を有する地位の確認、解雇後の賃金等の支払いを求める等の訴訟を提起した事案。

本判決では、Y は、A からの借入れにより人件費を賄うしかない状況で、A 自身、営業損失が拡大し、借入れにより運転資金を調達せざるえない状況となっており、Y による解雇は、A の Y に対する人件費の 50% 削減の要請に基づくもので、組織の存続のためには人員削減の高度の必要性があり、Y は解雇回避のため一定の努力を行っており、Y が雇用調整助成金を受給せずに直ちに解雇をしたからといって解雇回避努力が不十分であったとはいはず、X を被解雇者に選定したことについても、その方法に不合理な点はなく、X を低評価した根拠となる事実も認定でき、対象者への個別面談により特別退職金等を提示して退職勧奨を行い、解雇前の団体交渉においては説明資料を交付して説明をしており、手続も妥当であったとし、整理解雇の 4 要素を総合考慮して本件解雇を有効とした。

参照条文等:労働契約法 16 条、雇用保険法 62 条 1 項 1 号、雇用保険法施行規則 102 条の 2・102 条の 3

(紹介済み判例)

東京地判令和 5 年 7 月 20 日 判例タイムズ 1526 号 135 頁

令和 4 年(行ウ)第 369 号 受刑者選挙権確認等請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却、控訴(後控訴棄却))

→法務速報 283 号 17 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/509/092509\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/509/092509_hanrei.pdf)

最一決令和 5 年 10 月 26 日 判例時報 2607 号 69 頁

令和 4 年(許)第 14 号 特別の寄与に関する処分申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 271 号 2 番にて紹介済み

**最一決令和 5 年 10 月 26 日 金法 2249 号・2250 号合併号 90 頁**  
令和 4 年(許)第 11 号 株式買取価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件  
(破棄差戻)  
→法務速報 271 号 9 番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/454/092454\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/454/092454_hanrei.pdf)

**東京地判令和 5 年 12 月 6 日 判例タイムズ 1526 号 198 頁**  
令和 4 年(ワ)第 13836 号 短期売買利益提供請求事件(認容、控訴(後控訴棄却))  
→法務速報 280 号 17 番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/693/092693\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/693/092693_hanrei.pdf)

**最三判令和 6 年 4 月 16 日 判例時報 2607 号 75 頁**  
令和 5 年(受)第 365 号 損害賠償等請求本訴、損害賠償請求反訴事件(破棄差戻)  
→法務速報 276 号 19 番にて紹介済み

**最一判令和 6 年 6 月 24 日 判例タイムズ 1526 号 74 頁**  
令和 4 年(受)第 1744 号 賃料減額等請求事件(破棄差戻)  
→法務速報 279 号 2 番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/108/093108\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/108/093108_hanrei.pdf)

**最一判令和 6 年 7 月 4 日 判例タイムズ 1526 号 62 頁**  
令和 5 年(行ヒ)第 108 号 療養補償給付支給処分(不支給決定の変更決定)の取消、休業補償給付支給  
処分の取消請求事件(破棄自判)  
→法務速報 279 号 23 番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/169/093169\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/169/093169_hanrei.pdf)

**最一判令和 6 年 7 月 11 日 判例タイムズ 1526 号 67 頁**  
令和 4 年(受)第 2281 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)  
→法務速報 279 号 8 番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/196/093196\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/196/093196_hanrei.pdf)

## 2. 令和 7 年(2025 年)1 月 16 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

・衆法 216 2  
**政治資金規正法の一部を改正する法律**  
… 政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るた  
め、渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講じ、いわゆる政策活動費を禁止することを定めた法律。

・衆法 216 6

**政治資金規正法等の一部を改正する法律**

・・・渡切りの方法による支出の禁止、公開方法工夫支出についての収支報告書の記載、収支報告書に記載された事項の検索が可能なデータベースのインターネットによる公開、外国人等からの寄附及び政治資金パーティーの対価の授受の禁止等を定めた法律。

・衆法 216 11

**政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律**

・・・最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等を定めた法律。

・閣法 216 4

**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律**

・・・内閣総理大臣が国と国以外の当該情報システムの整備等を行う者とが共同してクラウド・コンピューティング・サービスを利用することができるようにするための必要な措置、当該共同利用が行われる際の金銭の保管に関する規定の整備等を定めた法律。

・閣法 216 6

**地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律**

・・・地方公務員について、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できること、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることを定めた法律。

### 3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

中里和伸／著 第一法規 5,500 円

不貞行為裁判例集 77 慰謝料請求の根拠となる事象を正確に捉え、納得できる解決へ導く★

東京弁護士会 親和全期会／編著 3,190 円

こんなところでつまずかない！ 高齢者をめぐる法律問題 21 のメソッド

東京弁護士会 親和全期会／編著 3,190 円

こんなところでつまずかない！ 相続事件 21 のメソッド(改訂版)

高中正彦／市川 充／安藤知史／吉川 愛／宇賀神久雄／著 3,300 円

## 実務の技法シリーズ 11 遺産分割のチェックポイント

朝倉佳秀 高木勝己／編著 金融財政事情研究会 4,950 円  
証拠保全の実務(第3版)

### 4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

山田猛司／編著 新日本法規 4,070 円

不動産登記の困難要因と実務対応－未登記不動産、所有者不明土地、相続人不存在・不明土地等－

西川暢春／井田瑞輝／木澤愛子／著 日本法令 2,750 円

訴訟リスクを回避する 3大労使トラブル円満解決の実践的手法 ハラスメント・復職トラブル・残業代請求

宇佐美善哉／編著 倉賀野伴明／鳩貝真理／著 青林書院 4,400 円

共同研究開発契約の法律実務★

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 経済安全保障・通商プラクティスグループ／編 新城友哉 松本 拓  
武士俣隆介／編著 4,400 円

M&A・投資における 外為法と海外の投資規制の実務

### 5. 発刊書籍<解説>

「不貞行為裁判例集 77 慰謝料請求の根拠となる事象を正確に捉え、納得できる解決へ導く」

不貞行為が問題となった裁判例の位置付けや意義について解説がなされているという点に特徴がある。不貞行為の成否や慰謝料額、証拠収集、貞操権侵害まで関連する様々な争点についての実務上の指針が示されており参考になる書籍である。

「共同研究開発契約の法律実務」

共同研究開発契約及び付随する契約としてどのような内容が相当か、契約締結に至るまでの留意点も踏まえて解説されており、和文及び英文の条項例も掲載されている。具体的な事案を想定して解説されており、実務上役に立つ本である。